

生駒市規則第 18 号

生駒市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

生駒市養育医療の給付に関する規則（平成 25 年 3 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

世帯の階層区分			徴収金の額（月額）		
			徴収基準額	加算基準額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0		
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400	540		
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその所得割額の区分が次の額であるもの	15,000円以下	D1	7,900	7,900
		15,001円～21,000円	D2	10,800	1,080
		21,001円～51,000円	D3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990
		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	左の徴収基準額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円。

備考

- 1 加算基準額とは、同一世帯から2人以上の児童が同時に養育医療の給付を受ける場合に、その月の徴収基準額の最も多額な児童以外の児童について適用する徴収金をいう。
- 2 徴収基準額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市が支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

様式第 3 号中「所得税額」を「市民税額」に改め、「、その他の場合には所得税及び市町村民税の課税状況の証明書」を削る。

「添付書類

様式第 9 号中 1. 申請者（扶養義務者）の変更の場合は、変更後の申請者（
2. 被保険者証の記載事項変更の場合は、新しい被保険者証の

扶養義務者）の所得税額を確認できる書類 を「添付書類 被保険者証の記載
写し」

事項変更の場合は、新しい被保険者証の写し」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。